

腎臓リハビリテーション指導士制度規則

第1章 総則

目的

第1条

腎臓リハビリテーション指導士制度(以下「本制度」という)の設立の基本概念は、我が国における包括的腎臓リハビリテーションの質的向上を目指すことである。包括的腎臓リハビリテーションとは、腎臓病患者や透析患者の社会復帰および再発予防を目的とし、運動療法のみならず、患者教育や心理カウンセリング等を包括した治療手段の一つである。

包括的腎臓リハビリテーションには、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、栄養士(管理栄養士)、薬剤師、臨床工学技士、公認心理師(臨床心理士)、および健康運動指導士などが関与し、その円滑な遂行のためには、相互理解と技術の向上及び専門知識修得が必要である。

本制度は、その理念を理解し、包括的腎臓リハビリテーション実施に必要な知識と技術を有する者を日本腎臓リハビリテーション学会認定腎臓リハビリテーション指導士(以下「腎臓リハビリテーション指導士」という)として認定し、腎疾患の治療・予防に種々の職域の者の積極的な参加を可能とし、普遍的な包括的腎臓リハビリテーションの定着を期待するものである。

これは、更に一次予防を目的とした運動療法などの遂行に当たり専門知識を持って主導的役割を担う人材の育成をも目的とし、腎疾患治療に新しい治療概念を提供し、以て国民の健康・福祉に貢献するものである。

運営機関

第2条

本制度の運営は、腎臓リハビリテーション指導士認定制度委員会(以下「本委員会」という)が行う。

2. 本委員会の業務は腎臓リハビリテーション指導士の認定にかかわる講習会、試験および資格更新や資質向上に関するすべての事項を行う。
3. 本委員会委員長が委員を選出し、理事会で承認し、総会で報告する。
4. 本委員会委員長および委員の任期は、役員改選に併せて2年として再任を妨げない。

認定

第3条

理事長は、別に定める腎臓リハビリテーション指導士認定試験の結果について認定制度委員会の答申を受け、合格者に腎臓リハビリテーション指導士認定証を交付し、理事会に報告する。

第2章 腎臓リハビリテーション指導士

資格試験

第4条

腎臓リハビリテーション指導士資格認定試験は、筆記試験によりおこなう。

2. 試験の施行日、申請方法等は、年ごとに本学会機関誌に公示する。

受験資格

第5条

腎臓リハビリテーション指導士資格認定試験を受験するものは、次の各項の条件をすべて満たすものであることを要する。

(1) これまでの本学会学術集会で主演者あるいは座長としての経験があること（ランチョンセミナーや共催セッションでも可）、あるいは、腎臓リハビリテーション指導の実地経験が1年以上あること。

(2) 医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、栄養士（管理栄養士）、薬剤師、臨床工学技士、臨床心理士（公認心理師）、および健康運動指導士のいずれかの資格を有していること

(3) 申請時に本学会正会員であり、申請時の直近2年度以上継続して正会員歴があること（施設会員歴は認められない）。

申請書類

第6条

腎臓リハビリテーション指導士資格認定試験の受験を申請するものは、次に定める書類を提出する。

(1) 腎臓リハビリテーション指導士資格認定審査申請書

(2) 腎臓リハビリテーションに関する実地経験の記録と所属長の証明書ならびに推薦（詳細は別に定める）

(3) 自験例報告書（10症例）（これまでの本学会学術集会で主演者あるいは座長としての経験があること（ランチョンセミナーや共催セッションでも可）をみたすものは、自験例報告書の提出を免除する）

(4) 第5条(2)に定める資格を有していることを明らかにする書面（資格免許書の写しを含む）

2. 受験料は15,000円とする（講習会受講料は別途定める）。

審査

第7条

(1) 受験資格と申請書類を満たし、認定試験に合格した者を腎臓リハビリテーション指導士として認定する。

(2) 次のような場合、認定試験の受験をすることができない。

a. 受験資格を満たしていない。

b. 他人が作成した自験例報告の一部または全部を転載したと認定委員会が判断したとき。

c. 架空の患者について自験例報告を作成したと認定委員会が判断したとき。

(3) 資格試験に関する罰則規定

認定制度委員会において上記(2)b. c. または手続き上の不備が明らかとなった場合、当該年度の認定試験の受験は認められない。また、(2)b. c. が複数回に渡るなど、自験例報告において悪質度が高いと判定された場合、当該受験者の受験資格は5年間剥奪され、当該施設からの受験は3年間受理しない旨、所属施設長及び推薦人に通告する。

資格更新

第8条

1. 腎臓リハビリテーション指導士は、認定を受けた年から5年を経たとき、資格更新の認定を受けなければ、引き続き腎臓リハビリテーション指導士を称することはできない。
2. 資格更新は、毎年1回、本学会 Newsletter に申請に関する事項を公示し、書類によって審査する。
3. 更新のための要件は別に定める。
4. 資格更新料は10,000円とする。

資格喪失

第9条

腎臓リハビリテーション指導士は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 腎臓リハビリテーション指導士としての資格を辞退したとき。
- (2) 本学会会員としての資格を喪失したとき。
- (3) 資格更新を受けないとき。

資格取消

第10条

本学会の理事長は、腎臓リハビリテーション指導士としてのふさわしくない行為のあったものに対して、本委員会、本学会の理事会の議を経て、腎臓リハビリテーション指導士の認定を取り消すことができる。

第3章 補則

改廃

第 11 条

この規則の改廃は、本学会の理事会の議決により、総会の承認を受けなければならない。

細則

第 12 条

この規則の施行についての細則は、別に定める。

経過措置

第 13 条

その他の経過措置に関する施行細則は、別に定める。

施行

第 14 条

この規則は、2018 年 3 月 16 日から施行する。

経過措置に関する施行細目

この細則を施行の日から 2 年間は、腎臓リハビリテーション指導士試験作題委員および本学会理事・監事に関しては、本人より申請があれば、腎臓リハビリテーション指導士指導士として認定する。

この細則を施行の日から 2 年間は、腎臓リハビリテーション指導士資格認定試験の受験資格のうち、本学会正会員歴が 2 年未満のものでも、1 年以上 2 年未満のものであれば 2 年分の正会員の会費を支払っている場合は受験を認める（ただし、施設会員歴は認められない）。